

杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則

平成元年三月三十一日

教委規則第十五号

改正 平成一〇年 七月二四日教委規則第一二号
平成一二年 三月三〇日教委規則第八号
平成一三年 三月三〇日教委規則第六号
平成一四年 三月二九日教委規則第一五号

(趣旨)

第一条 この規則は、杉並区社会教育委員の設置に関する条例(昭和六十三年杉並区条例第二十三号)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第二条 杉並区社会教育委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者につき、杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- 一 学校教育関係者 二人以内
- 二 社会教育関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者 四人以内
- 三 学識経験者 三人以内

(委員の解嘱)

第三条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- 一 自己の便宜により解嘱を申し出たとき。
- 二 公職又は各種団体の代表の資格において委嘱された委員が、その地位を失ったとき。
- 三 前二号のほか、教育委員会が委員に特別の理由があると認めるとき。

(議長及び副議長)

第四条 委員の会議に、委員の互選による議長と副議長をおく。

- 2 議長は、委員の会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第五条 委員の会議は、必要の都度、議長が招集する。

(定足数及び議決)

第六条 委員の会議は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員の会議の庶務は、教育委員会事務局社会教育スポーツ課において処理する。

(委任)

第八条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年七月二四日教委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年三月三〇日教委規則第八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年三月三〇日教委規則第六号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年三月二九日教委規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行する。